

この規約は、昭和三十九年八月一日から施行する。

○蒲郡市幸田町衛生組合と愛知県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（昭和三十九年三月三十日）
規約 第一号

（公平委員会の事務委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条

第四項の規定に基き、蒲郡市幸田町衛生組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を愛知県（以下「乙」という。）に委託する。
（経費）

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は甲が負担するものとする。

（その他の必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に必要なる事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

第八編 その他（蒲郡市幸田町衛生組合と愛知県との間の公平委員会の事務委託に関する規約）